

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	都市建設部 住宅課 空き家対策係	
不利益処分名	特定空家等に対する措置命令	
根 拠 法 令	空家等対策の推進に関する特別措置法	
根 拠 条 項	第22条第3項	
連 絡 先	(電話 621-5288)	
処 分 基 準	第五章 特定空家等に対する措置 第二十二條 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。	
	基 準	
	参 考 事 項	
設定等年月日	令和 5年12月19日設定 (令和 年 月 日最終変更)	